

# 岐阜県消防操法大会実施要領

操法は、「岐阜県消防操法実施要領」並びに「消防訓練礼式の基準」に基づく本要領により行う。

## 1 消防操法の種別

### (1) ポンプ車操法

- ア 手びろめによる二重巻ホース2線延長（各線ともホース3本）とする。
- イ 水出しを付加する。
- ウ はしご操作及び収納は省略する。

### (2) 小型ポンプ操法

- ア 手びろめによる二重巻ホース1線延長（ホース3本）とする。
- イ 水出しを付加する。
- ウ 収納は省略する。

## 2 水利の種類・位置

水利は防火水そうとし、ポンプ車〔小型＝ポンプ〕右側後方とする。

## 3 火点の標識

有効放水測定装置付標的とする。

## 4 使用器具

- (1) 機械器具は大会用に特別艱装しない。また、意図的な目印を付けない。
- (2) ホースは、使用圧1.3MPa（13kg/cm<sup>2</sup>）以上、内径65mm、長さ20m（金具部分を除く布部分の長さ）以上の消防用ホースとする。

- (3) 吸管は、内径75mm、長さ8m [小型=6m] 以上のものとする。
- (4) 筒先は、23型以下の可変式ノズル、プレイパイプの長さ60cm以上、背負いひもはバンド式のものとする。
- (5) 枕木は、市販されている一般的なものとする。
- (6) とび口は、長さ1.5m以上のものとする。
- (7) 吸管控綱は、直径10mm、長さ10m [小型=8m] 以上のものとする。

## 5 使用機械器具の検査

- (1) 出場隊の機械器具は、あらかじめ係員により検尺場において点検を受けておく。
- (2) 点検の結果、機械器具等で不相当と認めるものについては、大会事務局で準備したものを使用する。また、点検終了後に他の器具と取り替えることはできない。

## 6 出場隊の服装

- (1) 服装は、階級章をつけ、市町村で定めたものを着用する。
- (2) ヘルメット及び手袋を着用する。
- (3) 履物は、全隊員が統一されたもので、スパイクシューズ類は認めない。
- (4) 規定のゼッケンを付ける。

ア 大きさは、横25cm、縦24cmとする。

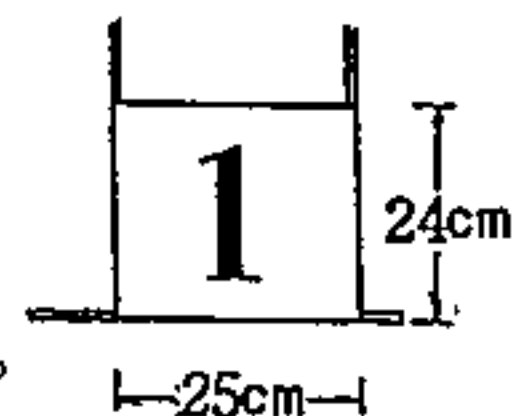
イ 生地は黄色とする。

ウ 文字及び数字（アラビア数字）は、黒色とする。

エ ゼッケンには、文字（指、1、2、3、4、補）

[小型=指、1、2、3、補] 以外のものは一切表示しない。

オ 取付け方法は、問わない。



## 7 操法開始要領

- (1) 出場隊控席に待機中の出場隊は、係員の指示により、ポンプ車を所

定の位置に配置し車輪止めをかって〔小型＝機械器具を所定の位置に配置し〕、待機線上で「整列休め」の姿勢で待機する。

- (2) ポンプ車〔小型＝ポンプ〕を所定の位置に付けた後は、事前点検、エンジンの試運転等をしてはならない。
- (3) 審査班長の「操法開始」の合図により操法を開始する。

## 8 操法進行の合図

操法進行の合図は、次の旗により行う。

- (1) 「操法開始」「第2線延長開始」〔小型＝「操法開始」〕 ……白 旗
- (2) 「放水中止」「排水止め」「収 納」 ……赤 旗

## 9 操作開始の合図

- (1) 操作の開始の合図は、指揮者の「操作始め」の号令による4番員〔小型＝3番員〕の「よし」の合図の直後の号砲で行う。従って「ポンプ車操法実施要領〔小型＝小型ポンプ操法実施要領〕」及び審査表中、4番員〔小型＝3番員〕の「よし」の合図で開始する操作は、号砲からと読み替えるものとする。
  - (2) 号砲が不発の場合は、号砲担当者の笛の合図により操法を中断し、審査長の指示により再度指揮者の「操作始め」の号令から行う。
- (注) ポンプ車操法の第2線の延長開始時には号砲は使用しない。

## 10 排水のための措置

- (1) 放水中止操作終了後、4番員は審査員の指示により乗車し、ポンプレバーを操作しエンジンを停止する。〔小型＝3番員は審査員の指示によりエンジンを停止する。〕従って、4番員〔小型＝3番員〕が収納時に行うエンジン停止は模擬操作とする。
- (2) 排水操作後、係員によりホースに水止め金具を取り付ける。

- (3) 係員により水止め金具取り付け部のホース及び吸管内の残水を排水する。

## 11 退場要領

- (1) 審査長は、指揮者から終了報告を受けた後、指揮者に「解散」と指示する。
- (2) 指揮者は「わかれ」の号令後、すみやかに「撤収」と指示をする。  
(各隊員は、すばやくポンプ車等〔小型＝ポンプ等〕の撤収を行う。)
- (3) ホースは、係員が撤収する。

## 12 操法実施上の基本的事項

### (1) 全般的事項

ア 操法は、安全を確保するとともに迅速確実に行う。

イ 送水圧力は0.4MPa (4 kg/cm<sup>2</sup>) 以下とする。

ウ 指揮者及び隊員の動作は、原則としてかけ足とし、動作及び操作の区切りは、節度正しく行う。

ただし、両手に物を持っているときは動作の流れに沿ってよい。

エ 隊員は、使用機械器具に精通するとともに、器具の愛護に心掛け、操法実施前後には、任務分担に基づき機械器具の点検を行う。

オ 吸管補助員を1名つける。

吸管補助員は、防火水そうに投入された吸管を確保するとともに、4番員が審査員の指示でエンジンの停止を行い下車し〔小型＝3番員が審査員の指示でエンジンを停止し〕、火点に向かって姿勢を正した後、吸管を引き上げる。

### (2) 指揮者について

ア 指揮位置は、常に指揮に便利で、かつ、各隊員を掌握出来る位置であること。

イ 各隊員の動作及び操作を十分に監視し、必要により指示命令を与えること。

ウ 号令は、明瞭で、指示・命令は、簡明適切であること。

(3) 指揮者及び隊員について

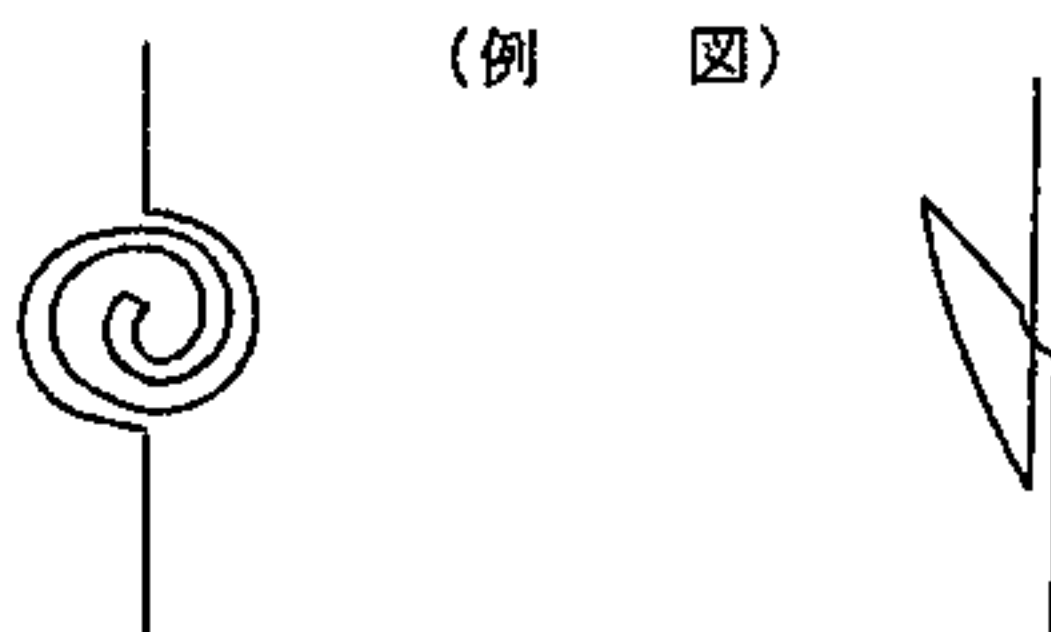
ア 操作の姿勢については、次により行う。

(ア) 低い姿勢で操作を行うときには、折りひざ又はこれに準じた姿勢をとる。

(イ) 立った姿勢で操作を行うときは、足を1歩開くか又は踏み出した姿勢をとる。

イ 他の隊員の任務に属する操作を行ってはならない。

ウ 延長ホース（第1ホース、第2ホース）に、送水に著しい支障を及ぼすようなよじれ（例図参照）がある場合は、「放水始め」の伝達を行う前に修正しなければならない。



エ 事故防止を図るため、必要なときは臨時の処置を行う。

(4) 各操作要領

ア 筒先を背負う要領

右手でノズル付近（回転部分以外）を、左手は背負いひもの中央を持ち、右手を頭上に左手を右腋下にして頭及び左腕を背負いひもにくぐらせ、ノズルが右肩に元金具が左腰の近くになるようにする。

イ 筒先をおろす要領

左手で筒先の取手近くのプレイパイプを握り、元金具を腹部から頭上へ移動し、背負いひもを右手で持って頭にくぐらせ、右手はノズル付近（回転部分以外）を持ち、左手はプレイパイプの中央部に持ち替える（収納時は除く）。

## ウ 筒先の結合と離脱要領

### (ア) 筒先の結合

ホースのおす金具がやや上を向くように左足先でホース金具部付近をおさえ、おす金具に筒先をあわせ、おしつけて結合し、これを確認する。

### (イ) 筒先の離脱

筒先を離脱するには、右手でノズルをもち、右足きわに筒先をたて、右足でホースをまたぎ、左足先でホース金具部付近をおさえ、離脱環を引く。

## エ ホースの搬送要領

右手でめす金具部を、左手でめす金具の反対側を保持し、めす金具が上部斜め前方になるように左肩上に乗せ、左手でめす金具部を保持する。

## オ ホースの展張要領

右足先でめす金具近くをおさえ、右手でおす金具を確実に保持し、左手はホースに添えて展張方向を定め、前方へ転がして展張する。

## カ ホースの結合

ホースを結合するには、ホース金具部のおす金具がやや上を向くように右足先でホース金具部付近をおさえた後、ホース金具部のめす金具を両手にもってホースのおす金具にあわせ、めす金具をおしつけて結合した後、ハカマ部分を両手で引いて結合を確認する。

## キ 基本注水姿勢

右手は取手、左手はプレイパイプ上部を握り、握った右手を右腰にあてるようにし、仰角おおむね30度（標的注水中は除く）で保持し、体形は左足を1歩前、ひざをやや曲げると同時に体重を前方に置き、右足は放水の反動力をおさえるため、まっすぐに伸ばし前傾姿勢をとる。

#### ク とび口の構え方

左手はとび口柄の中央部、右手で柄の後端おおむね10cmを残した位置を握り、握った右手を右腰部にあて、左腕を水平に伸ばす。また、左ひざはやや曲げると同時に体重を前方におき、右足を真っすぐに伸ばした前傾姿勢をとる。

#### ケ ポンプ車乗車後の操作要領

各隊員は乗車後、指揮者の「操作始め」の号令により次の操作を行う。

(ア) ドア付の車は、ドアを開ける。

(イ) ドアの付いていない車は、安全バンドをはずす。

(ウ) ポンプを作動させるためにギアチェンジ等の必要な車は、当該操作を行う。

(エ) 4番員は、各隊員の(ア)(イ)(ウ)の必要な操作の完了を確認した後、「よし」と合図する。

#### コ 伝達経路

火点側とポンプ側との間の隊員の移動経路（伝達経路等）は、おおむねホースに沿って最短距離を進むこととする。

#### (5) その他

ア 操法実施要領中「……いたり」とは、基本の姿勢から足を1歩開くか、又は踏み出した姿勢をいい、また、「……停止し」とは、基本の姿勢を意味するものであること。

イ ホース延長に際し、搬送に便利な位置に、又は展張に便利な位置にホースを搬送する場合は、ホースを両手でかかえてもよいものとする。また、積載ホースを使用する順番については特に定めない。

#### ウ [ポンプ車操法]

ポンプ車において送水準備をする際、機関部（吸口レバー、スロットル、真空ポンプレバー等）が同時にさわられる位置にある車種については、4番員はホースをまたいで移動しなくてもよい。

[小型ポンプ操法]

小型ポンプで計器と放口が反対に位置しているものについては、3番員は機関運用の際に、操法要領を基本とし、操作に便利な位置に適宜移動してもよい。

- エ 放水中止に伴って、エンジン回転が上昇した場合は、適宜スロットルバルブ[小型=スロットルダイヤル]を操作して調整すること。
- オ 待機線、集合線、伝令停止線、放水停止線及び小型ポンプ位置は標示する。
- カ 破壊地点とは、ポンプ車[小型=小型ポンプ]のほぼ中央部の延長線上で1番員の左側に並行する地点とする。
- キ ポンプ車及び小型ポンプ位置を標示し、設置基準器により以下のとおり配置する。

[ポンプ車操法]

- ① 車両の中心が「車両中心位置(標示)」内
- ② 放口の中心が「放口位置(標示)」内

[小型ポンプ操法]

- ① 吸口(覆冠)の中心が、「ポンプ中心位置(標示)」内
- ② 放口の中心が「放口位置(標示)」内

ク 器具の配置は以下のとおりとする。

[ポンプ車操法]

ホース配置

ホース間隔は10センチまでとする。極力均等間隔で積載するものとし、6本を積載できない場合も同様とする。

[小型ポンプ操法]

- ① 筒先を除く各器具は、ポンプ中心にその中心を合わせて配置する。この場合、ポンプ中心とはポンプ本体の中心又は吸口蓋を含んだ中心の範囲内であればよい。
- ② 筒先は、中心が第1ホースの中心と同一になるのが原則だが、筒先の先端部が第3ホースの中心までであれば許容範囲とする。

ケ 統一事項は、別に定める